

令和4年第12回
朝霞市農業委員会総会議事録

令和4年11月24日

朝霞市農業委員会

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第12回朝霞市農業委員会総会	
開 催 日 時	令和4年11月24日（木） 午後3時00分から 午後3時36分まで	
開 催 場 所	朝霞市役所別館5階 大会議室手前	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	令和4年第12回朝霞市農業委員会議事日程	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴者 0人	

令和4年第12回朝霞市農業委員会総会

令和4年11月24日（木）

午後3時00分から

午後3時36分まで

市役所別館5階 大会議室手前

1 開会

2 議事録署名委員の指名について

18番 秋山 磨弥委員 19番 小寺 昌委員

3 提出議案

議案第34号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

議案第35号 農地法第4条の規定による農地等の転用申請許可申請承認について

議案第36号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第37号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について

4 諸報告

(1) 報告第11号 会長専決について

(2) その他報告

5 協議事項

(1) 次回の農業委員会総会の日程について

6 閉会

出席委員（20人）

会	長	高橋	隆
会	長 代	理	秋山 磨弥
委	員	橋本	弘明
委	員	栗原	昌章
委	員	石原	実
委	員	富岡	勇一
委	員	高野	正芳
委	員	渋谷	昇
委	員	金子	靖彦
委	員	渡邊	忠
委	員	高麗	俊一
委	員	高橋	秀明
委	員	千田	理恵子
委	員	野島	一
委	員	須田	哲也
委	員	蕪木	勝美
委	員	高野	政江
委	員	浅川	秀雄
委	員	小寺	昌
委	員	高橋	吉久

欠席委員（0人）

事務局

事	務	局	事 務 局 長	星加	敏昭
事	務	局	局 次 長	増田	高志
事	務	局	専 門 員	有賀	雄一

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

○開会

○事務局・星加事務局長

皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、これから、令和4年第12回朝霞市農業委員会総会を開催します。

開会に当たり、会長から御挨拶申し上げます。

会長、お願いいたします。

○高橋会長

皆さんこんにちは。

今月はニンジンの坪掘りからはじまりまして、もち米砥ぎ、農業祭当日と、大変お忙しい中お集まり頂きましてありがとうございます。

皆様のご協力のもと、農業祭も盛況に終わることができました。

農産物の出品物としては例年と変わらないのでしょうけど、ただ、葉物野菜の白菜などが少なかったようです。

これは、坪掘りのニンジンも言えることなのでしょうけど、やっぱりまだ成長が達していないということです。これは時期的なこともあるので仕方ないことかと思えます。

それから餅つき販売の方もなんとか天気ももってくれて、販売することができました。

ただ後片づけで皆さんに雨に濡れて、大変な思いをさせて申し訳ないと思っております。

売り上げの方も訳25万4千と、ほぼ例年と変わらないようでございます。

富岡さんには餅つき機械一式をお貸し頂き、使わせて頂きました。

また高橋秀明さんには、業務用の大根おろし器を貸して頂きまして、活躍して頂きました。

この場をお借りしてお礼申し上げます。

それでは本日も審議議案等ございますので審議の方よろしく申し上げます。

○事務局・星加事務局長

会長、ありがとうございました。

それでは、これ以降の議事進行を、会長よろしくをお願いいたします。

○高橋会長

本日の出席委員は、20人中20人でございます。

朝霞市農業委員会会議規則第6条により、定数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

◎議事録署名委員の指名について

○高橋会長

初めに、朝霞市農業委員会会議規則第12条第2項により、議事録署名委員を指名いたします。
18番、秋山磨弥委員と19番、小寺昌委員のお二人をお願いいたします。

◎議案第34号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

○高橋会長

よろしければ早速、議事に入らせていただきます。

議案第34号、「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。

それでは、事務局議案の朗読をお願いいたします。

○事務局・有賀専門員

それでは1ページをご覧ください。

議案第34号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
令和4年11月24日提出。

番号1

土地の所在地、大字岡字寺田■■■

登記地目 田 現況地目 畑 登記面積 999平方メートル

譲受人、本町■■■■■■■■■■ ■■■■

譲渡人、本町■■■■■■■■■■ ■■■■

譲受理由、贈与。

譲渡理由、贈与。

譲受人耕作面積、17,550.53平方メートル。

家族数、4人。うち耕作者数3人。

調査説明委員、渋谷 昇 委員。

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆。

以上でございます。

○高橋会長

それでは、議案第34号につきまして、渋谷昇委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○渋谷委員

農地法第3条の規定による許可申請の調査は11月21日に行って来ました。

土地の所有地、地目、面積、申請者の住所・氏名、申請理由などは、事務局の朗読のとおりです。

申請に際しては、農地法第3条第2項各号に、農地の権利移動の制限が定められており、当該規

定の制限に申請地並びに譲り受け人が該当するか否かについて申し上げます。

はじめに、農地法第3条第2項第1号に規定されております、農地を取得しようとする者またはその世帯員等が、今回の申請地を取得後にすべての農地を効率的に耕作できると認められるかどうかですが、譲り受け人は現在も所有する農地はすべて耕作されており、問題はないと考えます。

次に、同項第4号に規定されている、譲り受け人またはその世帯員等が取得後において行う、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事することが認められるかどうかですが、譲り受け人の世帯は年間のほとんどを農業に従事しており、また、農業経営状況調査においても年間300日以上農業に従事していることが確認できます。

次に、同項第5号に規定されている、譲り受け人又はその世帯員等が50a以上耕作しているかどうかの下限面積要件につきましては、譲り受け人の世帯は約167aを耕作しており、法に規定されております下限面積以上の農地を耕作しております。

次に、権利を取得した後の耕作等の事業が周辺の農地利用影響を及ぼすかどうかですが、申請地は、ブロッコリー等の露地野菜を作付けする予定とのことから、周辺農地に及ぼす影響はないものと考えます。

なお、通作距離につきましては、約15分であり問題ありません。

申請地の位置ですが、2ページをお開きください。

朝霞市役所から市役所通りを膝折方面に進みます。本町1丁目交差点を右折し、城山通りを2キロほど進むと、城山公園前という手押し信号があります。そこを左折し120メートルほど進んだ先の十字路を右折し60メートルほど進んだ右側の畑が申請地です。

○高橋会長

では、議案第34号につきまして、何か御質問ございますか。

(なし、の声)

御質問がないようですので、お諮りいたします。

本件を許可とすることに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議がないということですので、議案第34号につきましては、許可と決しました。

◎議案第35号 農地法第4条の規定による農地等の転用申請許可申請承認について

○高橋会長

次に、議案第35号「農地法第4条の規定による農地等の転用申請許可申請承認について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○事務局・有賀専門員

それでは4ページをご覧ください。

議案第35号 農地法第4条の規定による農地等の転用申請許可申請承認について
令和4年11月24日提出。

番号1

土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、の順に上から申し上げます。

大字浜崎字川袋■■■■■ 田 畑 643平方メートル

大字浜崎字川袋■■■■■ 田 畑 286平方メートル

大字浜崎字川袋■■■■■ 田 畑 30平方メートル

申請人

浜崎■■■■■ ■■■■ 持ち分2分の1

浜崎■■■■■ ■■■■ 持ち分2分の1

転用目的及び施設の概要、貸駐車場敷地

農地区分、3種。

調査説明委員、須田哲也委員

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆。

以上でございます。

○高橋会長

それでは、議案第35号につきまして、須田哲也委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○須田委員

農地法第4条の規定による許可申請の調査は11月21日に行って来ました。

土地の所在地・地目・面積、申請者の住所・氏名、転用の目的は、事務局の朗読のとおりです。

申請地は、内間木支所からおおむね300m以内に位置することから、農地法施行規則43条第2号に該当し、農地区分は第3種農地にあると判断いたします。工事計画は令和5年3月1日から1か月間で行い、永久転用とのことです。申請理由でありますが、申請地は世帯主とその息子さんの共有名義になっており、高齢であったり、またはお勤めしながら農地を管理することが困難になってきていたところ、和光市南1丁目に本社を置き、主に貨物運送業を営んでいる法人より、当該法人の本社近くにある自社車両駐車場が、貸主から立ち退きを求められていることから、相当数の車両が置ける場所として、申請者の土地を貸して欲しいと要望があったとのことです。申請者は当該土地を転用後に貸与しようと、今回の許可申請に至ったとのことです。

以下、農業委員の意見として、農地法第4条第2項各号に規定されております制限に該当するかどうかですが、転用目的が適当か否かについては、申請書に添付された事業計画書からも転用目的は適当と判断されます。目的実現の確実性については、転用に係る造成費用等は、申請書に添付されております資金調達計画書により確認できます。計画面積が適当か否かについては、大型トラック9台分、中型トラック5台分、小型トラック3台分の面積が申請されており、適当な面積が申請されていると考えます。被害防除が適当か否かについては、申請地は整地し、雨水を場内に浸透させ

ることです。また、敷地境界に沿って、コンクリートブロックを積んで土砂の流出・崩壊等に対する被害の防除措置をとることから適当であると考えます。

申請地の位置ですが、5ページをお開きください。

朝霞駅東口から、県道朝霞蕨線をさいたま市方面へ進みます。2キロほど進むと「花の木」交差点があり、さらにさいたま市方面へ400メートルほど進み「内間木公民館前」交差点を左折し、170メートルほど先の左側が申請地です。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第35号につきまして、何か御質問ございますか。

(なし、の声)

御質問がないということですので、お諮りいたします。

本件を許可相当することに、御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議がないということですので、本件を許可相当と決しました。

◎議案第36号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

○高橋会長

次に、議案第36号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○事務局・有賀専門員

それでは8ページをご覧ください。

議案第36号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

令和4年11月24日提出。

番号1

土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、の順に上から申し上げます。

東弁財■■■■■■■■■ 畑 畑 1042平方メートル

東弁財■■■■■■■■■ 畑 畑 1551平方メートル

東弁財■■■■■■■■■ 畑 畑 445平方メートル

大字溝沼字堤中道下■■■■■■■ 田 畑 198平方メートル

大字溝沼字堤中道下■■■■■ 田 畑 1000平方メートル

大字溝沼字堤中道下■■■■■ 田 畑 1000平方メートル

大字溝沼字堤中道下■■■■■ 田 畑 1000平方メートル

大字溝沼字堤中道下■■■■■■■ 田 畑 699平方メートル

相続人、溝沼■■■■■■■■■■ ■■■ ■■

被相続人、溝沼■■■■■■■■■■ ■■■ ■■

相続開始年月日 令和4年3月28日

農業経営開始年月日 令和4年3月28日

証明を必要とする理由

被相続人及び農地等の相続人が租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者であること。

調査説明委員、富岡 勇一 委員

番号2

土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、の順に上から申し上げます。

大字溝沼字泉水前■■■■■■■ 田 畑 737平方メートル

大字溝沼字泉水前■■■■■ 田 畑 1259平方メートル

大字溝沼字泉水前■■■■■■■ 畑 畑 508平方メートル

泉水■■■■■■■■■ 畑 畑 3204平方メートル

相続人 大字溝沼■■■■■■■ ■■■ ■■

被相続人 大字溝沼■■■■■■■ ■■■ ■■■

相続開始年月日 令和4年3月30日

農業経営開始年月日 令和4年3月30日

証明を必要とする理由

被相続人及び農地等の相続人が租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者であること。

調査説明委員 栗原昌章 委員

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆

以上でございます。

○高橋会長

それでは議案第36号の1番につきまして、富岡勇一委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○富岡委員

相続税の納税猶予に関する適格者証明願に対する調査は、11月12日に行って来ました。

土地の所在地、地目・面積、相続人・被相続人の住所・氏名などは事務局の朗読のとおりです。

以下、農業委員の意見として、この申請は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予の適用を受けるための適格者であることを証明するためのものです。

はじめに、相続人が農業を営む意志があるか否かについてですが、相続人が今後も引き続き農業を営んでいくとのことでございます。

次に、申請者の所有する農地の耕作状況について申し上げます。申請人の所有する農地は、ぶど

うを作付けしており、すべて農地として利用されております。

申請地の位置ですが、9ページをお開きください。

東弁財の3筆は、あさか野農協本店前から市道1号線を志木方面に進みます。250メートルほど進むと右手にクリーニング店があります。そこを右折し、80メートルほど行った右手にあるぶどう園が申請地です。

大字溝沼の5筆は、市立さくら保育園の前のぶどう園が申請地となります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

議案第36号1番につきまして、何か御質問等ございますか。

(なし、の声)

御質問がないということですので、お諮りいたします。

本件を適格者として証明することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議がないということですので、議案第36号1番につきましては、適格者として証明することに決しました。

○高橋会長

続きまして、議案第36号2番について、栗原昌章委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○栗原委員

相続税の納税猶予に関する適格者証明願に対する調査は、11月17日に行って来ました。

土地の所在地、地目・面積、相続人・被相続人の住所・氏名などは事務局の朗読のとおりです。

以下、農業委員の意見として、この申請は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予の適用を受けるための適格者であることを証明するためのものです。

はじめに、相続人が農業を営む意志があるか否(いな)かについてですが、相続人が今後も引き続き農業を営んでいくとのことでございます。

次に、申請者の所有する農地の耕作状況について申し上げます。申請人の所有する農地は、ほうれん草などの露地野菜を作付けしており、すべて農地として利用されております。

申請地の位置ですが、11ページをお開きください。

泉水■■■の1筆は、県道保谷志木線を志木方面から旧川越街道に向かい、武蔵野線の高架をくぐって信号2つ目の泉水3丁目の交差点を直進してすぐの交差点を左折します。250メートル直進したところのT字路を右折し230メートルほど行った左側の畑が申請地になります。

大字溝沼の3筆は、泉水2丁目のご説明で、最後のT字路を右折せずに直進し坂を下ります。坂を下りきりますと西朝霞公民館入り口という交差点があります。そこをさらに直進してすぐの右側の畑が申請地です。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第36号2番につきまして、何か御質問等ございますか。

(なし、の声)

御質問がないということですので、お諮りいたします。

本件を適格者として証明することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議がないということですので、議案第36号2番につきましては、適格者として証明することに決しました。

◎議案第37号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について

○高橋会長

次に、議案第37号「生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○事務局・有賀専門員

れでは13ページをご覧ください。

議案第37号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について

令和4年11月24日提出。

番号1

土地の所在地、根岸台■■■■■■■■■■

登記地目、畑 現況地目、畑

登記面積、1234平方メートル。

申請人 根岸台■■■■■■■■■■ ■■ ■■

買取り申出事由の生じた者 根岸台■■■■■■■■■■ ■■ ■■

買取り申出事由 農業の主たる従事者が死亡したため。

買取り申出事由が生じた日 令和3年11月17日

証明を必要とする理由 生産緑地法第10条の規定に基づき買取りの申出をするため。

調査説明委員、高橋 秀明委員。

番号2

土地の所在地 北原■■■■■■■■■■

登記地目 畑 現況地目 畑 登記面積 370平方メートル

申請人 北原■■■■■■■■■■ ■■ ■■

買取り申し出事由の生じた者 浜崎■■■■■■■■■■ ■■ ■■■■

買取り申出事由 農業の主たる従事者が死亡したため。

買取り申出事由が生じた日 令和4年6月22日

証明を必要とする理由 生産緑地法第10条の規定に基づき買取りの申出をするため。

調査説明委員、富岡 勇一委員

番号3

土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積の順に上から申し上げます。

浜崎■■■■■■■ 畑 畑 496平方メートル

浜崎■■■■■■■ 畑 畑 185平方メートル

浜崎■■■■■■■ 畑 畑 439平方メートル

浜崎■■■■■■■ 畑 畑 349平方メートル

東弁財■■■■■■■ 畑 畑 207平方メートル

東弁財■■■■■■■ 畑 畑 291平方メートル

東弁財■■■■■■■ 畑 畑 212平方メートル

東弁財■■■■■■■ 畑 畑 325平方メートル

東弁財■■■■■■■ 畑 畑 455平方メートル

北原■■■■■■■ 畑 畑 1390平方メートル

申請人 浜崎■■■■■■■■■■ ■■ ■■

買取り申し出事由の生じた者 浜崎■■■■■■■■■■ ■■ ■■■■

買取り申出事由 農業の主たる従事者が死亡したため。

買取り申出事由が生じた日 令和4年6月22日

証明を必要とする理由 生産緑地法第10条の規定に基づき買取りの申出をするため。

調査説明委員、富岡 勇一委員

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆

以上でございます。

○高橋会長

それでは議案第37号の1につきまして、高橋秀明委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○高橋秀明委員

生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願に対する調査は、11月12日に行って来ました。土地の所在地・地目・面積、申請人・買取り申出事由の生じた者の住所・氏名、買取り申出事由・買取り申出事由が生じた日、証明を必要とする理由は事務局の朗読のとおりです。

今回の証明願の事項として、死亡した者が生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者であったかどうかであります。生前、本人は露地野菜を中心に農業経営を行い、世帯の中心的役割を果たしておりました。

申請地の位置ですが、14ページをお開きください。

朝霞市役所から説明いたします。

朝霞市役所前の公園通りを根岸台方面に進みます。東上線の下をくぐると「第二小学校入り口」という県道と光志木線と交わる交差点に出ます。そこを直進し200メートル歩進むとT字路がありますので、そこを右折します。120メートルほど進んだ十字路を左折し、80メートルほど進んだ右側が申請地です。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

議案第37号1番につきまして、何か質問がでは、本件につきまして、何か御質問等ございますか。

(なし、の声)

御質問がないということですので、お諮りいたします。

本件を生産緑地に係る農業の主たる従事者として認定することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議がないということですので、議案第37号1番につきましては、生産緑地に係る農業の主たる従事者として認定することに決しました。

○高橋会長

次に、議案第37号の2番と3番は、被相続人が同一のため一括で審議いたします。

それでは、議案第37号の2番と3番につきまして富岡 勇一委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○富岡委員

生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願に対する調査は、11月18日に行って来ました。土地の所在地・地目・面積、申請人・買取り申出事由の生じた者の住所・氏名、買取り申出事由・買取り申出事由が生じた日、証明を必要とする理由は事務局の朗読のとおりです。

今回の証明願の事項として、死亡した者が生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者であったかどうかであります。生前、本人は果樹や露地野菜の栽培を中心に農業経営を行い、世帯の中心的役割を果たしておりました。

申請地の位置ですが、16ページをお開きください。北朝霞駅東口ロータリーを左折し、そのまま道なりに進むと、朝霞浄水場前交差点に突き当たります。その突き当りの90メートル手前の右側の畑が申請地です。隣に学生服のスクールベンという会社があります。ここは、番号3の北原■■■の申請地と隣接しています。

続いて、18ページをお開きください。番号3の浜崎■■■の申請地は、北朝霞駅東口ロータリーを右折し、最初の信号を直進した左側にあります。東弁財■■■の申請地は、北朝霞駅東口ロータリーを右折し、最初の信号を右折します。100メートルほど進むと東武東上線を超え、さらに100メートルほど進むと信号のある十字路があります。そこを左折し150メートルほど進んだ3つ目の十字路を左折します。そこから、70メートルほど行った左側が申請地です。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

議案37号2番と3番につきまして、何か御質問がございますか。

(なし、の声)

御質問がないということですので、お諮りいたします。

本件を生産緑地に係る農業の主たる従事者として認定することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議がないということですので、議案第37号2番、3番につきましては、生産緑地に係る農業の主たる従事者として認定することに決しました。

◎諸報告

○高橋会長

次に、諸報告を行います。

報告第11号については、会長が専決したものでございます。事前に配付しております。その他の報告についても事前に配布しております。

◎協議事項

○高橋会長

次に、協議事項に移ります。

次回の農業委員会総会の日程についてですが、12月22日木曜日、午後3時からです。場所は、朝霞市役所別館2階の第1委員会室となります。

◎閉会

○高橋会長

本日の日程は、これで全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和4年第12回農業委員会総会を終了いたします。

ありがとうございました。

上記議案の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

18番委員 秋山 磨弥

19番委員 小寺 昌

令和4年12月22日

議 長 印

議事録署名委員 印

議事録署名委員 印